



2021年5月28日

各 位

上場会社名 日本ピストンリング株式会社  
 代表者 取締役社長 高橋 輝夫  
 (コード番号 6461 東証第一部)  
 問合せ先責任者 経営企画部長 千代 英一  
 (TEL 048-856-5014)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2021年6月24日開催予定の第127回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

当社は2021年1月28日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて開示しましたとおり、今般、当社を取り巻く事業環境が大きく変化する中、経営に関する意思決定の更なる迅速化、取締役会における経営戦略等の議論の充実、監督機能の強化を目的として、取締役会における重要な業務執行の決定の相当部分を業務執行取締役に委任できる「監査等委員会設置会社」に移行することいたしました。これに伴い、次のとおり定款の変更を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容につきましては次のとおりであります。

以 上

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変 更 案
第 1 条～ 第 3 条(条文省略)  (機 関) 第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、 次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) 会計監査人  第 5 条～ 第 18 条(条文省略)	第 1 条～ 第 3 条(現行どおり)  (機 関) 第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、 次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> <削 除> (3) 会計監査人  第 5 条～ 第 18 条(現行どおり)

現行定款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(員 数) 第 19 条 当社の取締役は、9名以内とする。</p> <p>(選任方法) 第 20 条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p style="padding-left: 2em;">2. (条文省略) 3. (条文省略)</p> <p>(任 期) 第 21 条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第 22 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p style="padding-left: 2em;">2. 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、<u>専務取締役、常務取締役各若干名</u>を定めることができる。</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会ならびに監査等委員会</p> <p>(員 数) 第 19 条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、9名以内とし、<u>監査等委員である取締役は5名以内とする。</u></p> <p>(選任方法) 第 20 条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">2. (現行どおり) 3. (現行どおり)</p> <p>(任 期) 第 21 条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">4. <u>補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第 22 条 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p style="padding-left: 2em;">2. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会長、取締役社長、取締役副社長各1名を定めることができる。</p>

現行定款	変 更 案
<p>(取締役会の招集権者および議長) 第 23 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の2日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第 25 条 (条文省略)</p> <p>(報酬等) 第 26 条 取締役の報酬、賞与其他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(社外取締役との責任限定契約) 第 27 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;"><u>第 5 章 監査役および監査役会</u></p> <p>(員数) 第 28 条 <u>当会社の監査役は、5名以内とする。</u></p> <p>(選任方法) 第 29 条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(取締役会の招集権者および議長) 第 23 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の2日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(<u>取締役への委任</u>) 第 25 条 <u>当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会決議によって、取締役会において決議すべき重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議の省略) 第 26 条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等) 第 27 条 取締役の報酬、賞与其他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会の決議によって</u>定める。</p> <p>(社外取締役との責任限定契約) 第 28 条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変 更 案
<p>(任期)</p> <p>第 30 条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	(削除)
<p>(常勤の監査役)</p> <p>第 31 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	(削除)
<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第 32 条 監査役会の招集通知は、会日の2日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>	(削除)
<p>(報酬等)</p> <p>第 33 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	(削除)
<p>(社外監査役との責任限定契約)</p> <p>第 34 条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</p>	(削除)
<p>(新 設)</p>	<p>(常勤の監査等委員)</p> <p>第 29 条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定する。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第 30 条 監査等委員会の招集通知は、会日の2日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(監査等委員会規定)</p> <p>第 31 条 監査等委員会に関する事項については、法令または本定款のほか監査等委員会で定める監査等委員会規定による。</p>
<p>第 35 条～第 38 条(条文省略)</p>	<p>第 32 条～第 35 条(現行どおり)</p>

現行定款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">附則</p> <p><u>(社外監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p><u>第 1 条 第127回定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款の定めるところによる。</u></p>